

四日市市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 25 日 条例第 11 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、四日市市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （１） 四日市市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （２） 水防管理者が作成した四日市市水防計画を審議すること。
- （３） 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （４） 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は 55 人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - （１） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （２） 三重県の知事部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （３） 三重県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - （４） 市長が職員のうちから指名する者
 - （５） 教育長、上下水道事業管理者
 - （６） 消防長及び消防団長
 - （７） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （８） 前各号に規定する者のほか市長が特に必要と認め委嘱する者

（専門委員）

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、三重県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱又は任命を解くものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年9月30日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月11日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成9年1月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第33号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(四日市市水防協議会条例の廃止)

2 四日市市水防協議会条例(昭和25年四日市市条例第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において、現に四日市市水防協議会条例第2条に規定する委員である者は、その任期の限りにおいて、改正後の四日市市防災会議条例第3条に規定する委員とみなす。

附 則(平成16年10月8日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

「四日市市防災会議」運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、四日市市防災会議条例（昭和38年3月25日条例第11号）第6条に基づき、四日市市防災会議（以下「会議」という。）の議事、その他会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員及び幹事の任期)

第2条 委員及び幹事（以下「委員等」という。）の任期は、2年とする。

2 委員等は再任されることができる。

3 委員等は、任期が満了した場合においては、後任の委員等が委嘱又は任命されるまでその職務を行う。

4 委員等が欠けた場合、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、会長が招集する。

(1) 四日市市地域防災計画を作成又は修正しようとするとき。

(2) 市長の諮問があったとき。

(3) 委員の半数以上から、会議に付議する事件を示して招集の請求があったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認めたとき。

2 会長は、会議開会の3日前までに招集期日及び付議する事件を示して、委員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(会 議)

第4条 会議の議長は、会長または会長が指名した者とする。

2 会議は、会長のほか委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数を持って決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項ただし書きの場合を除き、議長は委員として議決に加わることはできない。

(書面等による議事)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の賛否を問い、会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

(専 決)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項については、会長が決定することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生したとき
- (2) その他軽易な事項

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第 7 条 会議に幹事をもって構成する幹事会をおく。

2 幹事会に幹事長を置き、幹事長は、危機管理課長をもって充てる。

3 幹事会は幹事長が招集し、議長となる。

4 幹事長に事故があるときは、あらかじめその指名する幹事がその職務を代理する。

5 第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項の規定は、幹事会に準用する。

(庶 務)

第 8 条 会議等に関する庶務は、危機管理課において処理するものとする。

(補 則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条の規定による委員及び幹事の任期は、施行日前日までは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。